

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例

平成19年9月14日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、小牧市環境基本条例（平成15年小牧市条例第11号）の基本理念にのっとり、地域環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民の快適で清潔な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、公民館その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物及び工作物をいう。
- (7) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをい

う。

(9) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(10) 騒音等 すべての楽器・ラジオ等の音響機器又は人声その他による音により、不特定多数の市民等の生活環境に迷惑を及ぼすこと又はその音をいう。

(市の役割)

第3条 市は、快適で清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を講ずるものとする。

3 市は、快適で清潔なまちづくりの推進について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、自発的活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、快適で清潔なまちづくりの推進に対する意識を高め、積極的に地域環境の保全及び美化の促進を図る活動に参加し、当該活動の充実に努めるものとする。

2 市民等は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、地域環境の保全及び美化活動を推進するものとする。

2 事業者は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第6条 何人も、空き缶等又は吸い殻等を、みだりに、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第7条 何人も、その飼養し、又は保管する動物がしたふんを、公共の場

所等に放置し、又は投棄してはならない。

(落書きの禁止)

第8条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第9条 市長は、落書き(公共の場所にされたものに限る。)が放置され、著しく周辺の環境を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所の所有者、占有者又は管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(路上喫煙の禁止等)

第10条 何人も、第17条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

2 何人も、公共の場所において、歩行中若しくは自転車に乗車中であるとき又は吸殻入れが付近に設置されていない場所で吸殻入れを携帯していないときは、喫煙しないよう努めるものとする。

(騒音等の防止)

第11条 何人も、日常生活等に伴って発生する騒音等により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。

(悪臭の防止)

第12条 何人も、日常生活等に伴って発生する悪臭により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。

(犬及び猫の管理)

第13条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 犬を飼養し、又は保管する者は、飼養し、又は保管している場所から犬を連れ出す場合は、ふんを処理する用具を携行しなければならない。

3 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(回収容器の設置及び管理)

第14条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により容器入りの飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、その回収容器を適正に管理しなければならない。

(公共の場所における印刷物等の配布者等の責務)

第15条 公共の場所において、印刷物その他の物(以下「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該場所及びその周辺において当該印刷物等が散乱した場合においては、当該印刷物等を回収しなければならない。

2 公共の場所において、催しを行い、又は行わせた者は、当該場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。

(土地及び建物等の管理)

第16条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物が、廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第17条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該区域の市民等の意見を聴くとともに、関係団体等と協議するものとする。

4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地域であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。

(ごみの散乱防止重点地域)

第18条 市長は、ごみの散乱を防止し、環境の美化を推進するため、特に必要があると認める地域をごみの散乱防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、変更し、又は解除するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 市長は、重点地域内において、ごみの散乱を防止するための有効な施策を実施するものとする。

4 市長は、重点地域において、地域の自主的な美化活動を支援するものとする。

(小牧市快適で清潔なまちづくり協議会)

第19条 地域環境の保全及び美化の促進に関する事項その他市長が必要と認める事項について協議するため、小牧市快適で清潔なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(こまき環境保全推進員)

第20条 快適で清潔なまちづくりに係る普及、啓発等を図るため、こまき環境保全推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ散乱防止市民行動の日)

第21条 市長は、ごみの散乱防止について市民等及び事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設けるものとする。

2 市長は、ごみ散乱防止市民行動の日には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定)

第22条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するために、必要

があると認めるときは、事業者に対して次に掲げる事項について空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定の締結を求めることができる。

- (1) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止についての啓発に関する事項
 - (2) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止のための清掃に関する事項
 - (3) その他空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する事項
- (環境保全協定)

第23条 市長は、市民の生活環境を保全するために必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする者（以下「設置者等」という。）との間に、環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）を締結することができる。

2 工場等の設置者等は、市長から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

3 環境保全協定の協定事項については、工場等の種類及び規模に応じ、その都度市長が定めるものとする。

4 工場等の設置者等は、環境保全協定が成立したときは、当該環境保全協定を確実に履行しなければならない。

(関係団体等との連携)

第24条 市は、施策の実施に当たっては、関係団体等に必要な情報を提供し、連携して環境の保全及び美化の促進に努めなければならない。

(顕彰)

第25条 市長は、環境の保全及び美化の取組その他快適で清潔なまちづくりに関し、著しく功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

(指導及び勧告)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (2) 第7条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者

- (3) 第10条第1項の規定に違反して喫煙をした者
- (4) 第13条第1項の規定に違反して犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (5) 第13条第2項の規定に違反してふんを処理する用具を携行しないで、犬を飼養し、又は保管している場所から連れ出した者
- (6) 第14条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者
- (7) 第15条第1項の規定に違反して散乱した印刷物等を回収しなかった者
- (8) 第15条第2項の規定に違反して清掃を行わなかった者
- (9) 第16条第2項の規定に違反して廃棄物その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第27条 市長は、前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して落書きをした者
- (2) 第26条第6号に掲げる者で第27条の規定による市長の命令に違反したもの

第30条 第26条第1号、第2号及び第3号に掲げる者で、第27条の規定による市長の命令に違反したものは、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例の廃止)

2 小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例(平成9年小牧市条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略